

射撃指導員の指定等の取扱いに関する規程

(制定：令和4年7月28日 和歌山県公安委員会規程第11号)

射撃指導員等の指定等の取扱いに関する規程(昭和53年和歌山県公安委員会規程第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の3に規定する猟銃等射撃指導員及び法第9条の3の2に規定するクロスボウ射撃指導員（以下これらを「射撃指導員」という。）の指定及び解除並びに射撃指導員が行う活動内容等（以下「指定等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(申請の手続)

第2条 射撃指導員の指定の申請は、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第43条に規定する射撃指導員指定申請書（規則別記様式第41号）により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付させるものとする。

(1) 猟銃等射撃指導員

ア 猟銃・空気銃所持許可証（規則別記様式第29号）の2面部の写し

イ 履歴書

ウ ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持歴を記載した経歴書

エ 過去2年間における猟銃等（指定を受けようとする射撃指導の種別に係るものに限る。）の射撃実績を明らかにした書類

オ 主として指導を行おうとする射撃場に係る管理者の承諾書

カ 一般社団法人日本クレイ射撃協会、一般社団法人大日本猟友会、一般社団法人全日本狩猟倶楽部、一般社団法人全日本指定射撃場協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会若しくは公益社団法人日本ライフル射撃協会又はそれらの加盟地方団体（以下「推薦団体」という。）からの推薦書（申請者が推薦団体からの推薦を受けている場合に限る。）

(2) クロスボウ射撃指導員

ア クロスボウ所持許可証（規則別記様式第29号の2）の2面部の写し

イ 履歴書

ウ クロスボウの所持歴を記載した経歴書

エ 過去2年間におけるクロスボウの競技及び射撃に係る実績並びにクロスボウ射撃の指導歴を明らかにした書類（申請者が競技団体等のクロスボウ射撃に関する関係団体（以下「関係団体」という。）からの推薦を受けている場合は、当該関係団体からの推薦書を含む。）

オ 具体的な指導の計画を記載した書類及び当該計画に係る疎明資料

(射撃指導員の指定)

第3条 猟銃等射撃指導員は、指定射撃場の数及びその規模、射撃場の利用者数等から判断して必要と認められる限度の人員を指定するものとする。

2 クロスボウ射撃指導員は、クロスボウ所持者及びクロスボウ射撃資格者の数等から判断して必要と認められる限度の人員を指定するものとする。

(指定に係る審査)

第4条 申請者が規則第42条に規定する猟銃等射撃指導員の指定の基準に適合するものであるかの審査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 規則第42条第1項第1号及び第3号に規定する基準に係る認定 提出された申請書及び添付書類により行う。

(2) 規則第42条第1項第2号及び第5号に規定する基準に係る認定 申請者に対する面接により行う。ただし、推薦団体が推薦した者については、当該推薦の内容を参考として認定することができる。

(3) 規則第42条第1項第4号に規定する基準に係る認定 猟銃等の所持に関する法令及び猟銃等の使用、保管等の取扱いに関する考査試験の成績により行う。

2 申請者が規則第42条の2に規定するクロスボウ射撃指導員の指定の基準に適合するものであるかの審査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 規則第42条の2第1号及び第3号に規定する基準に係る認定 提出された申請書及び添付書類により行う。

(2) 規則第42条の2第2号に規定する基準に係る認定 申請者に対する面接により行うとともに、申請者が関係団体から推薦を受けている場合は関係団体からの聴取により行う。

(3) 規則第42条の2第4号に規定する基準に係る認定 クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いに関する考査試験の成績により行う。

(4) 規則第42条の2第5号に規定する基準に係る認定 提出された申請書並びに添付書類に記載されている申請者に係るクロスボウに関する過去の競技大会の参加回数及び成績並びに指導歴を参考に行う。

3 第1項第3号及び前項第3号に規定する考査試験は、択一式又は正誤式で筆記により行うものとし、その合格基準は、正答率が80パーセント以上であることとする。

(射撃指導員の活動内容)

第5条 射撃指導員の活動内容は、次の各号に定めるところによる。

(1) 猟銃等射撃指導員は、指定射撃場において、猟銃等の射撃選手若しくはその候補者又は一般の射撃練習者に対して標的射撃の指導を行うものとする。

(2) クロスボウ射撃指導員は、規則第82条の4に規定する危害予防上必要な措置が執られている場所において、クロスボウの射撃選手若しくはその候補者、一般の射撃練習者又はクロスボウの所持許可を受けようとする者に対して標的射撃の指導を行うものとする。

2 前項の規定による標的射撃の指導を行う場合において、射撃指導員が、当該指導を受ける者が所持する猟銃等又はクロスボウを所持するときは、必要最小限度の範囲で行わ

なければならない。

- 3 第1項第1号の規定による標的射撃の指導に際して、猟銃等射撃指導員が行う猟銃等の発射は、原則として、当該指導を行う猟銃等射撃指導員が所持する実包を用いなければならない。ただし、特に必要と認める場合は、必要最小限度において、当該指導を受ける者が所持する実包を用いることができる。

(活動結果の報告)

第6条 射撃指導員は、前条第1項各号の規定による標的射撃の指導を行ったときは、その都度、その結果について、速やかに射撃指導員活動結果報告書（別記様式）により当該射撃指導員の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）に報告しなければならない。

- 2 署長は、射撃指導員から前項に規定する報告を受けたときは、当該射撃指導員に適切な助言及び指導を行うとともに、射撃指導員活動結果報告書の写しにより、生活安全部生活安全企画課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(研修等)

第7条 射撃指導員は、公安委員会が指定する研修を3年間に1度は受講するとともに、当該研修時に実施される考査試験を受験しなければならない。

- 2 前項に規定する考査試験の内容及び合格基準は、第4条第3項の規定を準用する。

(解除基準)

第8条 法第9条の3第2項に規定する「猟銃等射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなった場合」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合をいう。

- (1) 規則第42条第1項第1号 年齢が25歳未満の者が、公益財団法人日本スポーツ協会から推薦を取り消された場合
- (2) 規則第42条第1項第2号 公安委員会が猟銃等射撃指導員として相当な人格識見を有しないと認める場合若しくは法第10条の9第1項の規定に基づく指示を行った場合又は推薦団体から推薦を取り消された場合
- (3) 規則第42条第1項第3号 猟銃等射撃指導員が法第8条第2項第1号の規定により許可証を返納した場合若しくは規則第42条第1項第3号に規定する指導に係る猟銃等について法第8条第3項の規定により許可に係る事項の抹消を受けた場合又は公安委員会が法第11条第1項から第6項まで（第3項を除く。）の規定に基づく許可の取消しを行った場合
- (4) 規則第42条第1項第4号 猟銃等射撃指導員が前条第1項に規定する考査試験を受験しない場合又は当該試験の成績が同条第2項に規定する合格基準に満たない場合
- (5) 規則第42条第1項第5号 公安委員会が法第10条の9第1項の規定に基づく指示を行った場合又は推薦団体から推薦を取り消された場合

- 2 法第9条の3の2第2項に規定する「クロスボウ射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなった場合」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合をいう。

- (1) 規則第42条の2第2号 公安委員会がクロスボウ射撃指導員として相当な人格識見を有しないと認める場合又は法第10条の9第1項の規定に基づく指示を行った場合

- (2) 規則第42条の2第3号 クロスボウ射撃指導員が法第8条第2項第1号の規定により許可証を返納した場合又は公安委員会が法第11条第1項、第2項、第5項若しくは第7項の規定に基づく許可の取消しを行った場合
- (3) 規則第42条の2第4号 クロスボウ射撃指導員が前条第1項に規定する考査試験を受験しない場合又は当該試験の成績が同条第2項に規定する合格基準に満たない場合
- (4) 規則第42条の2第5号 公安委員会が法第10条の9第1項の規定に基づく指示を行った場合又はクロスボウの操作及び射撃について相当に習熟していないと認める場合（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、射撃指導員の指定等に関する細部的事項その他必要な事項は、警察本部長が定める。

別記様式（第 6 条関係）

射撃指導員活動結果報告書			
年 月 日			
和歌山県公安委員会 殿			
射撃指導員 氏名			
活 動 日 時	年 月 日 午（前・後） 時 分ころから 午（前・後） 時 分ころまでの間		
活 動 場 所			
指導対象者 氏 名			
活 動 内 容 及 び 活 動 結 果			
参 考 事 項			
所轄警察署 処理結果欄		受 理 者	

備考

- 1 報告者は、活動の都度、その結果について作成すること。
- 2 各欄内に記載できないときは、別紙を用い、その旨を各欄に記載すること。
- 3 狩猟団体による射撃大会等において活動した場合、参考事項欄に大会名及び主催者を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。